

○国土交通省告示第五百四十五号

賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一〜七 (略)

2 (略)

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類(宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が登録を申請する場合は、第一号、第七号及び第九号に掲げる書面、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者が登録を申請する場合は、第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる書面)を添付するものとする。ただし、前条第三項の登録の更新を受けようとする者であつて、直前の事業年度終了後、第九条の規定による報告をした者は、第九号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一〜三 (略)

(削除)

四 登録を受けようとする者(法人である場合においてはその役員を

改正前

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一〜七 (略)

2 (略)

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類(宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が登録を申請する場合は、第一号、第八号及び第十号に掲げる書面、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者が登録を申請する場合は、第一号から第三号まで及び第八号から第十号までに掲げる書面)を添付するものとする。ただし、第四号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。)については、その旨を証明した市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書をもって代えることができ、前条第三項の登録の更新を受けようとする者であつて、直前の事業年度終了後、第九条の規定による報告をした者は、第十号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一〜三 (略)

四 登録を受けようとする者(法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員)を含む。以下この条において「登録申請者」という。)が、第六条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

五 登録申請者が、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百

いい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において「登録申請者」という。）が、第六条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

4|| 国土交通大臣は、登録申請者に対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

（登録をしない場合）

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 五 （略）

六 精神の機能の障害により賃貸住宅管理業を適正に営むに当たって

必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

七 十 （略）

十一 法人でその役員のうち第一号から第九号までのいずれかに該当する者のあるもの

十二・十三 （略）

2 （略）

別記様式第一号（第四条関係）

（略）

備考

四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により第六条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

六 十 （略）

（新設）

（登録をしない場合）

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 五 （略）

（新設）

六 十 （略）

十一 法人でその役員のうち第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの

十一・十二 （略）

2 （略）

別記様式第一号（第四条関係）

（略）

備考

1 各共有事項

(略)

- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S g 0 年 c 1 月 c 1 日
[昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

(略)

別記様式第四号 (第十条関係)

(略)

備考

1 各共通事項

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
② 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S g 0 年 c 1 月 c 1 日
[昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

(略)

1 各共通事項

(略)

- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S g 0 年 c 1 月 c 1 日
[昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

(略)

別記様式第四号 (第十条関係)

(略)

備考

1 各共通事項

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
② 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S g 0 年 c 1 月 c 1 日
[昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

(略)

附 則

この告示は、令和元年九月十四日から施行する。